

2020年6月1日

各位

光製薬株式会社
代表取締役 高橋維朗

緊急事態宣言の全面解除に伴う当社の対応について

2020年4月7日に政府より発令された新型コロナウイルスの感染拡大防止の為に緊急事態宣言は2020年5月25日をもって全国的に全面解除されました。

(都道府県毎に解除後の自粛措置は異なっております)

光製薬は医療用医薬品の安定供給を継続する為、宣言が解除された後も従業員の皆様に下記の通りの対応をお願い致します。

また、実施しておりました時差出勤、マイカー通勤並びに在宅勤務につきましては感染防止対策として2020年6月18日まで延長することと致します。

記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際には手洗いやうがい等の感染対策を徹底すること。
- ② マスク着用及び咳エチケットの実施。
- ③ 不要な外出や他県への移動の自粛。
 - (ア) 業務上必要な県をまたぐ外出・出張
6月1日より業務に必要な県をまたぐ外出・出張に関しては、【三密】を避けてコロナ感染対策に留意して行うこと。
 - (イ) 県をまたぐ私的行事
6月18日までは行動を自粛すること。
6月19日より県をまたぐ移動を伴う外出に関しては、【三密】を避けてコロナ感染対策に留意して行うこと。
 - (ウ) 海外への移動
当面の間は禁止とする。
- ④ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加及び開催
 - (ア) 社内外の会議・打ち合わせ
6月1日より【三密】を避けてコロナ感染対策に留意して行うこと。
 - (イ) 講習会、研修会、展示会
6月19日より【三密】を避けてコロナ感染対策に留意して開催・参加すること。

(ウ) 慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会

6月19日より【三密】を避けてコロナ感染対策に留意して行うこと。

(エ) イベント、遊興施設への立ち入り等

5月25日に緊急事態宣言が解除された北海道、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県については当面の間禁止とする。

大阪府、兵庫県、京都府、茨城県、栃木県、群馬県については【三密】を避け、コロナ感染対策に留意して行うこと。

- ⑤ 本人及び同居家族に新型コロナウイルスに該当する自覚症状が出た場合、会社に連絡し、休暇を申請すること。
- ⑥ 公共交通機関の利用についてはコロナ感染対策に留意すること。
- ⑦ 営業活動においては、取引先の自粛規制に従うこと。
- ⑧ 打ち合わせ、来客対応の際には空調・換気を利かせ、短時間で終了するように心掛けること。

なお、①、②、③の(イ)(ウ)、④、⑤、⑥の事項に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

以上